

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る
対応に関する報告について

2025 年 5 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機においては、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生した※ことにより、4 月 30 日の原子力規制委員会にて、対応区分を「第 1 区分」から「第 2 区分」に変更することが決定され、追加検査の実施、および改善措置活動に対する計画等の報告を 5 月 30 日までに求める通知を受領しております。
([2025 年 4 月 30 日お知らせ済](#))

当社は、本件の直接原因や背後要因の分析結果、改善措置活動の計画等を取りまとめ、本日、同委員会に報告いたしました。

当社は今後、同委員会による追加検査に真摯かつ丁寧に対応し、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※2024 年 11 月から 2025 年 1 月の間に、7 号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生し、令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果について、「白」と分類している。

【添付資料】

- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について](#)
- ・ [柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について\(概要\)](#)

以 上